

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果〔沖縄県の状況〕

1 概要

(1) 高齢者虐待相談・通報件数、虐待判断件数の推移（表1）

高齢者虐待と判断された件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが22件で前年度より2件増加し、養護者（※2）によるものは157件で前年度より26件減少した。

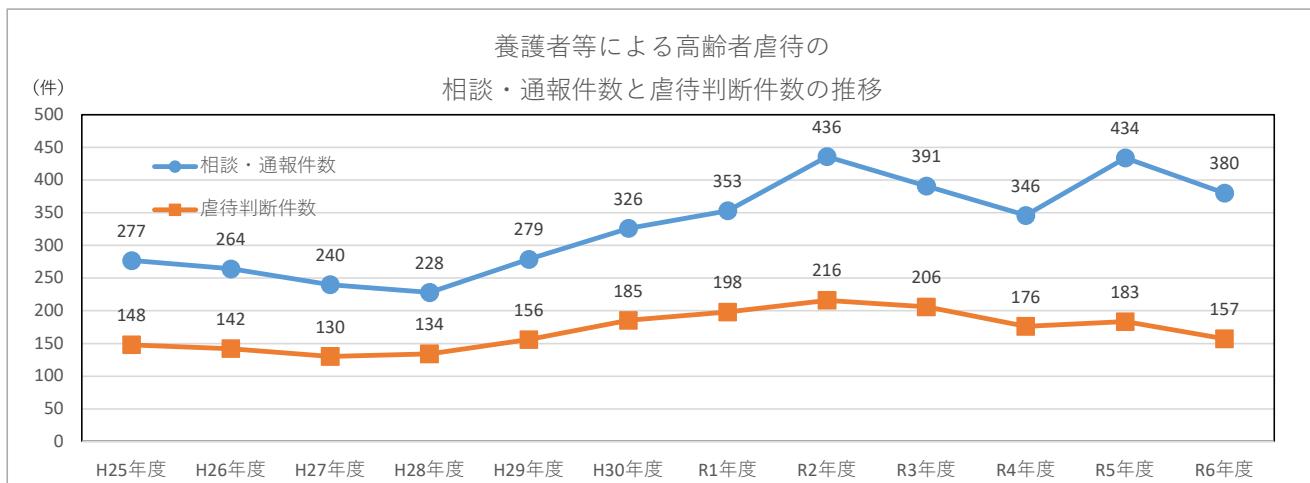
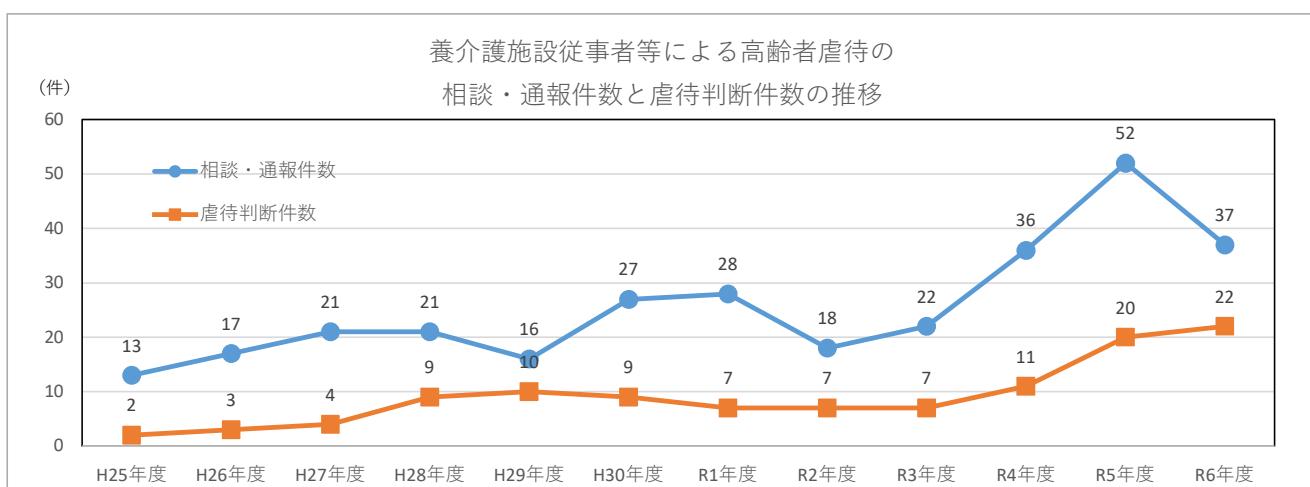
また、相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが37件で前年より15件減少し、養護者によるものは380件で前年度より54件減少した。

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

表1 相談・通報件数、虐待判断件数

		令和5年度	令和6年度	増減
養介護施設従事者等によるもの	相談・通報件数	52件	37件	△ 15件
	虐待判断件数	20件	22件	+ 2件
養護者によるもの	相談・通報件数	434件	380件	△ 54件
	虐待判断件数	183件	157件	△ 26件



(2) 高齢者虐待判断件数の推移（市町村別）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1 那霸市	51	56	59	56	56	63	85	90	82	72	44	35
2 宜野湾市	13	13	12	17	9	5	4	3	9	7	5	7
3 石垣市	6	4	2	10	6	6	6	7	5	3	5	3
4 浦添市	4	2	8	6	12	8	2	2	10	5	8	12
5 名護市	0	0	0	0	3	4	1	2	5	4	5	4
6 糸満市	0	0	2	0	4	5	5	6	5	5	2	3
7 沖縄市	16	26	13	12	20	30	35	32	26	27	37	35
8 豊見城市	0	1	3	0	0	4	4	4	3	3	5	5
9 うるま市	23	18	9	13	16	21	30	27	21	9	19	16
10 宮古島市	12	11	9	13	8	9	9	21	20	22	29	15
11 南城市	3	4	4	2	9	12	4	3	1	5	5	7
12 国頭村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0
13 大宜味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
14 東村	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
15 今帰仁村	0	1	2	0	1	0	0	0	2	0	1	0
16 本部町	0	0	0	3	8	4	7	8	5	2	2	2
17 恩納村	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	1
18 宜野座村	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
19 金武町	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	2	1
20 伊江村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1
21 読谷村	4	2	2	0	2	1	0	0	0	2	0	1
22 嘉手納町	1	0	1	0	2	3	0	1	2	2	0	2
23 北谷町	0	2	1	1	2	5	2	4	0	3	2	4
24 北中城村	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0
25 中城村	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	2
26 西原町	5	1	0	1	3	3	5	3	6	5	4	9
27 与那原町	1	2	1	4	1	3	1	2	7	0	6	3
28 南風原町	2	0	1	2	0	2	1	1	2	6	2	4
29 渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 栗国村	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 渡名喜村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 久米島町	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
38 八重瀬町	4	0	2	2	1	2	1	1	0	0	8	5
39 多良間村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
40 竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
41 与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	150	145	134	143	166	194	205	223	213	187	203	179
施設従事者	2	3	4	9	10	9	7	7	7	11	20	22
養護者	148	142	130	134	156	185	198	216	206	176	183	157

H24年度迄は被虐待者1名につき1件としてカウントしていたが、H25年度からは同一施設・家庭内で一体的に発生していると考えられる事例に関しては1事例としてカウントする。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数（表2）

要介護施設従事者等による高齢者虐待相談・通報件数は、37件であり、令和5年度と比較して15件減少（-28.8%）した。

表2 相談・通報件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	18	22	36	52	37
増減	-10(-35.7%)	+4(+22.2%)	+14(+63.6%)	+16(+44.4%)	-15(-28.8%)

(2) 相談・通報者（表3）

「当該施設職員」が30.6%と最も多く、次いで「家族・親族」の14.3%であった。

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	2	7	15	6	4	1	2	0	2	1	8	1	49
構成割合(%)	4.1	14.3	30.6	12.2	8.2	2.0	4.1	0.0	4.1	2.0	16.3	2.0	100.0

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数37件と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数49人に対するもの。

(3) 市町村における事実確認の状況（表4）

「事実確認を行った事例」は45件で、そのうち「事実が認められた」のは22件であった。
 「事実確認を行っていない事例」は4件であり、そのうち全てが「調査を予定している又は検討中の事例」であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数			割合(%)
		(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度前に通報・相談)	
事実確認調査を行った事例	45	(33)	(12)	91.8
事実が認められた	22	(17)	(5)	44.9
事実が認められなかった	13	(8)	(5)	26.5
判断に至らなかった	10	(8)	(2)	20.4
事実確認調査を行っていない事例	4	(4)	(0)	8.2
虐待ではなく調査不用と判断した	0	(0)	(0)	0.0
調査を予定している又は検討中の事例	4	(4)	(0)	8.2
都道府県へ調査を依頼	0	(0)	(0)	0.0
その他	0	(0)	(0)	0.0
合計	49	(37)	(12)	100.0

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

(4) 虐待の事実が認められた事例の件数（表5）

虐待の事実が認められた事例の件数は、22件であり、令和5年度と比較して2件増加(+10.0%)した。

表5 虐待の事実が認められた事例件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	7	7	11	20	22
増減	±0	±0	+4(+57.1%)	+9(+81.8%)	+2(+10.0%)

(5) 虐待があった施設・事業所の種別（表6）

「（住宅型）有料老人ホーム」が54.5%で最も多く、次いで「通所介護等」の13.6%であった。

表6 虐待があった施設・事業所のサービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	合計
件数	2	1	1	12	0	0	0	2	1	0	3	0	22
構成割合(%)	9.1	4.5	4.5	54.5	0.0	0.0	0.0	9.1	4.5	0.0	13.6	0.0	100.0

(6) 虐待発生の要因（表7）

発生要因の区分ごとで最も多かったのは、運営法人の課題では「経営層の現場の実態の理解不足」、組織運営上の課題では「高齢者へのアセスメントが不十分」、虐待を行った職員の課題では「職員の倫理観・理念の欠如」、被虐待高齢者の状況では「介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回」であった。

表7 虐待発生の要因（複数回答）

内容		件数
1) 運営法人の課題	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	11
	経営層の現場の実態の理解不足	18
	業務環境変化への対応取組が不十分	16
	経営層の倫理観・理念の欠如	13
	不安定な経営状態	8
	その他	3
2) 組織運営上の課題	職員研修の機会や体制が不十分	12
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	12
	介護方針の不適切さ	18
	高齢者へのアセスメントが不十分	19
	事故や苦情対応の体制が不十分	15
	チームケア体制・連携体制が不十分	12
	職員の指導管理体制が不十分	17
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	18
	職員が相談できる体制が不十分	13
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	15
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	17
3) 虐待を行った職員の課題	その他	0
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	13
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	18
	職員の倫理観・理念の欠如	19
	職員のストレス・感情コントロール	15
	職員の性格や資質の問題	13
	職員の業務負担の大きさ	11
	待遇への不満	6
4) 被虐待高齢者の状況	その他	0
	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	18
	認知症によるBPSD（行動・心理症状）がある	13
	意思表示が困難	2
	医療依存度が高い	12
	職員に暴力・暴言を行う	11
	他の利用者とのトラブルが多い	4
	その他	0

(7) 過去の指導等（表8）

虐待が認められた施設・事務所22件への過去の指導等の有無は、「過去の虐待あり」が1件、「過去の指導等あり」が4件であった。

表8 当該施設等への過去の指導等の有無

	件数	構成割合 (%)
当該施設等における過去の虐待あり	1	4.5
当該施設等における過去の指導等あり	4	18.2

(8) 虐待の内容

ア 虐待の種別（表9）

虐待の種別は、「身体的虐待」が69.4%で最も多く、次いで「介護等放棄」が53.1%となっている。

表9 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計（類型）	合計（人数）
人数	68	52	21	10	0	151	98
構成割合(%)	69.4	53.1	21.4	10.2	0.0	-	-

※1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数98人と一致しない。

イ 身体的虐待に該当する身体拘束の有無（表10）

被虐待高齢者98人のうち、「身体拘束あり」が59件、「身体拘束なし」が39件であった。

表10 虐待に該当する身体拘束の有無

身体的拘束あり	身体的拘束なし	合計
59	39	98

ウ 虐待の程度（深刻度）（表11）

虐待の深刻度区分が判断されたものは20人で、そのうち最も多いのは「1(軽度)」の16人（80.0%）であった。また、最も重いものは「3(重度)」で、2人（10.0%）であった。

表11 虐待の程度

	人数	構成割合(%)
4（最重度）	0	0.0
3（重度）	2	10.0
2（中度）	2	10.0
1（軽度）	16	80.0
合計	20	100.0

(9) 被虐待高齢者の状況

ア 性別 (表12)

「男性」が33.7%、「女性」が66.3%であった。

表12 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数(構成割合)	33 (33.7%)	65 (66.3%)	98

イ 年齢 (表13)

「85～89歳」が31.6%で最も多く、次いで「90～94歳」が21.4%であった。

表13 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
人数	4	5	8	8	10	31	21	7	3	1	98
構成割合 (%)	4.1	5.1	8.2	8.2	10.2	31.6	21.4	7.1	3.1	1.0	100.0

ウ 要介護状態区分等 (表14～16)

「要介護4」が34.7%で最も多く、次いで「要介護5」が30.6%であった。

認知症日常生活自立度「II以上」は43.9%、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）「A以上」は40.8%であった。

表14 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	0	0.0
要支援2	1	1.0
要介護1	3	3.1
要介護2	8	8.2
要介護3	20	20.4
要介護4	34	34.7
要介護5	30	30.6
不明	2	2.0
合計	98	100.0
要介護3以上（再掲）	(84)	(85.7)

表15 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度区分

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	1	1.0
自立度I	4	4.1
自立度II	7	7.1
自立度III	20	20.4
自立度IV	11	11.2
自立度M	0	0.0
認知症はあるが自立度不明	5	5.1
認知症の有無が不明	50	51.0
合計	98	100.0
自立度II以上（再掲）	(43)	(43.9)

※「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度I」が含まれている可能性がある。

表16 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
J	1	1.0
A	6	6.1
B	27	27.6
C	7	7.1
不明	57	58.2
合計	98	100.0
日常生活自立度（寝たきり度）A以上（再掲）	(40)	(40.8)

(10) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者が特定された事例を対象に、虐待者の年齢、職種及び性別について集計した。

なお、事例1件に対して虐待者が複数になることもあるため、虐待者が特定された事例件数と特定された虐待者の総数が一致しない場合がある。

ア 年齢（表17）

「30～39歳」が21.4%で最も多く、次いで「40～49歳」「60歳以上」が共に17.9%であった。

表17 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	4	6	5	3	5	5	28
構成割合（%）	14.3	21.4	17.9	10.7	17.9	17.9	100.0

イ 職種（表18）

「介護職員」が96.4%、「看護職」が3.6%であった。

表18 虐待者の種別

	介護職	介護福祉士			看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	合計
		介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明						
人数	27	(10)	(12)	(5)	1	0	0	0	0	28
構成割合（%）	96.4	(37.0)	(44.4)	(18.5)	3.6	0	0	0	0	100.0

ウ 性別（表19）

「男性」が64.3%、「女性」が35.7%であった。

表19 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	18	10	0	28
構成割合（%）	64.3	35.7	0	100.0

(11) 虐待が認められた事例への対応状況（表20～23）

市町村による対応状況は、「施設等に対する指導」が24件、「改善計画提出依頼」が27件、「虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導」が9件であった。

県による対応状況は、「改善計画提出依頼」が1件であった。

表20 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応（複数回答）

	市町村が実施	県が実施
施設等に対する指導	24	0
改善計画提出依頼	27	1
従事者等への注意・指導	9	0

県又は市町村が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が5件、「改善勧告」が4件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」「改善命令」がそれぞれ1件であった。

表21 介護保険法の規定に基づく権限の行使

	件数
報告徴収、質問、立入検査	5
改善勧告	4
改善勧告に従わない場合の公表	0
改善命令	0
指定の効力の全部又は一部停止	0
指定取消	0
現在対応中	4
その他	2

表22 老人福祉法の規定に基づく権限の行使

	件数
報告徴収、質問、立入検査	1
改善命令	1
事業の制限、停止、廃止	0
許可取消	0
現在対応中	0
その他	0

県又は市町村の対応について、当該施設等において行われた措置（複数回答）は、「施設等から改善計画の提出」が25件であった。

表23 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数
施設等から改善計画の提出	25
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	0
その他	0

3 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数 (表24)

養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、380件であり、令和5年度と比較して54件減少 (-12.4%) した。

表24 相談・通報件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	436	391	346	434	380
増減	+83(+23.5%)	-45(-10.3%)	-45(-11.5%)	+88(+25.4%)	-54(-12.4%)

(2) 相談・通報者 (表25)

「警察」が24.1%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が23.7%、「家族・親族」が14.1%であった。

表25 相談・通報者内訳 (複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	97	17	40	9	2	23	58	3	38	99	23	1	410
構成割合 (%)	23.7	4.1	9.8	2.2	0.5	5.6	14.1	0.7	9.3	24.1	5.6	0.2	100.0

※ 1件の事例に対し複数の者からの相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上される

ため、合計件数は相談・通報件数380件と一致しない

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数410人に対するもの

(3) 事実確認の状況（表26）

「事実確認調査を行った事例」は365件、「事実確認調査を行っていない事例」は47件であった。

「事実確認調査を行った事例」のうち、立ち入り調査以外の方法によるものは、「訪問調査を行った事例」が307件、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が56件となっており、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は2件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の47件については、「明らかに虐待ではなく調査不要と判断した」が41件、「調査を予定している又は検討中の事例」が6件であった。

表26 事実確認の実施状況

	件数	(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度前に通報・相談)	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	365	335	30	93.9
立入調査以外の方法により調査を行った事例	363	333	30	(93.9)
訪問調査を行った事例	307	279	28	[75.7]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	56	54	2	[18.2]
立入調査により調査を行った事例	2	2	0	(0.0)
警察が同行した事例	1	1	0	[0.0]
援助要請をしなかった事例	1	1	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	47	45	2	6.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	41	39	2	(3.7)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	6	6	0	(2.4)
合 計	412	380	32	100.0

(4) 事実確認調査の結果（表27、表28）

事実確認調査の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

（以下「虐待判断事例」という。）の件数は、157件であり、令和5年度と比較して、26件減少（-14.2%）した。

表27 事実確認調査の結果

	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	157	43.0
虐待ではないと判断した事例	121	33.2
虐待の判断に至らなかった事例	87	23.8
合 計	365	100.0

表28 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	216	206	176	183	157
増減	18(9.0%)	-10(-4.6%)	-30(-14.6%)	7(4.0%)	-26(-14.2%)

(5) 虐待の発生要因（表29）

虐待が発生した要因として、虐待者側の要因では「被虐待者との虐待発生までの人間関係」（55.4%）、被虐待者の状況では「障害・疾病」（45.2%）、家庭の要因では「（虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題」（40.8%）、その他として「ケアサービスの不足の問題」（16.6%）が多く挙げられていた。

表29 虐待の発生要因（複数回答）

		件数	構成割合(%)
虐待者側の要因	被虐待者との虐待発生までの人間関係	87	55.4
	精神状態が安定していない	86	54.8
	知識や情報の不足	75	47.8
	理解力の不足や低下	74	47.1
	介護疲れ・介護ストレス	72	45.9
	他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ	64	40.8
	障害疑い・疾病疑い	60	38.2
	虐待者の介護力の低下や不足	59	37.6
	家族環境（生育歴・虐待の連鎖）	54	34.4
	障害・疾病	49	31.2
	孤立・補助介護者の不在等	41	26.1
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	38	24.2
	飲酒の影響	36	22.9
	依存（アルコール、ギャンブル、関係性等）	31	19.7
	その他	22	14.0
被虐待者の状況	「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	17	10.8
	ひきこもり	14	8.9
	障害・疾病	71	45.2
	身体的自立度の低さ	65	41.4
	認知症の症状	60	38.2
	精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	54	34.4
	排泄介助の困難さ	40	25.5
	障害疑い・疾病疑い	27	17.2
家庭の要因	外部サービス利用に抵抗感がある	20	12.7
	その他	13	8.3
	（虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	64	40.8
	経済的困窮・債務（経済的問題）	58	36.9
	（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	36	22.9
その他	家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	26	16.6
	その他	6	3.8
	ケアサービスの不足の問題	26	16.6
	ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	7	4.5
	その他	1	0.6

※ 構成割合は、高齢者虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 157件に対するもの

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別（表30）

「身体的虐待」が52.8%で最も多く、次いで「心理的虐待」が50.3%であった。

表30 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計（類型）	合計（人数）
人数	85	24	81	4	35	229	161
構成割合（%）	52.8	14.9	50.3	2.5	21.7	—	—

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

イ 虐待の程度（深刻度）（表31）

最も人数が多いものは「2（中度）」で、48.4%となっている。

また、最も重い程度の「4（最重度）」については、2.1%であった。

表31 虐待の程度

	人数	構成割合(%)
4（最重度）	2	2.1
3（重度）	20	21.1
2（中度）	46	48.4
1（軽度）	27	28.4
合計	95	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢（表32、表33）

性別は、「男性」が28.6%、「女性」が71.4%と「女性」が全体の約7割を占めていた。年齢階級別では、「85～89歳」が23.0%と最も多かった。

表32 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	46	115	0	161
構成割合 (%)	28.6	71.4	0.0	100.0

表33 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	17	28	26	31	37	22	0	161
構成割合 (%)	10.6	17.4	16.1	19.3	23.0	13.7	0.0	100.0

イ 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表34）

介護保険の利用申請については、「認定済み」が69.6%、「未申請」が26.7%となっている。

表34 被虐待高齢者の介護保険の申請

	件数	構成割合 (%)
未申請	43	26.7
申請中	3	1.9
認定済み	112	69.6
認定非該当（自立）	1	0.6
認定非該当（ただし介護予防・生活支援サービス事業対象者）	2	1.2
不明	0	0.0
合計	161	100.0

※調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

ウ 要介護状態区分等（表35～表38）

介護保険認定済者112人における要介護度区分は、「要介護1」が25.0%と最も多く、次いで「要介護2」が19.6%、「要支援2」が16.1%の順であった。

また、介護保険認定済者における認知症日常生活自立度「II以上」の者は68.8%、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）「A以上」の者は70.5%であった。

表35 介護保険認定済者の要介護度

	人数	構成割合 (%)
要支援1	9	8.0
要支援2	18	16.1
要介護1	28	25.0
要介護2	22	19.6
要介護3	16	14.3
要介護4	12	10.7
要介護5	7	6.3
不明	0	0.0
合計	112	100.0
要介護3以上 (再掲)	(35)	(31.3)

表36 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	14	12.5
自立度I	18	16.1
自立度II	45	40.2
自立度III	21	18.8
自立度IV	4	3.6
自立度M	2	1.8
認知症はあるが自立度不明	5	4.5
認知症の有無が不明	3	2.7
合計	112	100.0
自立度II以上（再掲）	(77)	(68.8)

※「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度I」が含まれている可能性がある。

表37 介護保険認定済者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成割合 (%)
自立	5	4.5
J	18	16.1
A	51	45.5
B	25	22.3
C	3	2.7
不明	10	8.9
合計	112	100.0
日常生活自立度（寝たきり度）A以上（再掲）	(79)	(70.5)

表38 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	構成割合 (%)
介護サービスを受けている	84	75.0
過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない	6	5.4
過去も含めて受けていない	22	19.6
不明	0	0.0
合計	112	100.0

(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア 被虐待高齢者における虐待者と同居・別居の状況（表39）

「虐待者とのみ同居」が46.0%、「虐待者及び他家族と同居」が32.9%であり、被虐待高齢者の78.9%が虐待者と同居していた。

表39 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ 同居	虐待者及び 他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	74	53	34	0	0	161
構成割合 (%)	46.0	32.9	21.1	0.0	0.0	100.0

イ 被虐待高齢者の家族形態（表40）

「未婚の子と同居」している被虐待高齢者23.6%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が21.7%であった。

表40 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ 世帯	未婚の子 と同居	配偶者と離別・ 死別等した子と同居	子夫婦と 同居	その他	不明	合計
人数	20	35	38	25	11	32	0	161
構成割合 (%)	12.4	21.7	23.6	15.5	6.8	19.9	0.0	100.0

ウ 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表41）

「息子」が42.9%と最も多く、次いで「夫」21.4%、「娘」16.1%の順であった。

なお、虐待判断事例1件における虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数161件に対して虐待者の総数は168人となっている。

表41 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	36	12	72	27	2	1	8	3	7	0	168
構成割合 (%)	21.4	7.1	42.9	16.1	1.2	0.6	4.8	1.8	4.2	0.0	100.0

エ 虐待者の年齢（表42）

「50～59歳」が26.2%と最も多く、次いで「40～49歳」が19.0%となっている。

表42 虐待者の年齢

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	2	8	32	44	28	26	20	5	3	168
構成 割合 (%)	1.2	4.8	19.0	26.2	16.7	15.5	11.9	3.0	1.8	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア 分離の有無（表43）

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が47.0%を占めた。一方、「虐待者からの分離を行った事例」は22.8%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は23.7%であった。

表43 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合 (%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	53	22.8
被虐待者と虐待者を分離していない事例	109	47.0
現在対応について検討・調整中の事例	2	0.9
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	55	23.7
その他	13	5.6
合 計	232	100.0

※令和5年度以前に虐待と判断して令和6年度に対応した人数も含む

イ 分離を行った事例の対応（表44～45）

分離を行った事例53件における対応は、「契約による介護保険サービス利用」「医療機関への一時入院」が24.5%と最も多く、次いで「緊急一時保護」が13.2%となっている。

また、「面会の制限を行った事例」は53件のうち21件であった。

表44 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例 (内数)
契約による介護保険サービスの利用	13	24.5	4
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	6	11.3	4
緊急一時保護	7	13.2	2
医療機関への一時入院	13	24.5	4
上記以外の住まい・施設等の利用	6	11.3	3
虐待者を高齢者から分離	4	7.5	1
その他	4	7.5	3
合 計	53	100.0	21

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が35.7%と最も多く、次いで「経過観察」が20.8%であった。

表45 分離をしていない事例対応の内訳

		人数	構成割合 (%)
経過観察（見守り）		32	20.8
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	55	35.7
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	2	1.3
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	6	3.9
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	17	11.0
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	10	6.5
	その他	32	20.8
合計（類型）		154	
合計（人数）		109	
表44 分離をしていない事例における被虐待者の人数		109	

(10) 養護者支援（表46）

養護者支援の取組内容については、「養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり」「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」が最も多く58.6%で、次いで「養護者への相談・助言」が57.8%の順であった。

表46 養護者支援の取組内容（複数回答）

		人数	構成割合 (%)
養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり		136	58.6
養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント		136	58.6
他部署他機関等との連携による支援チームの形成		128	55.2
養護者支援のゴール設定、支援方法の確認		94	40.5
養護者への相談・助言		134	57.8
家族・親族・近隣住民等との関係性の調整		104	44.8
各種社会資源の紹介・つなぎ・調整		109	47.0
定期的な訪問によるモニタリング		112	48.3
養護者支援の終結の判断		57	24.6
その他		11	4.7

※割合は令和5年度以前に虐待と判断して令和6年度に対応した事案も含む232人に対するもの

【参考】

資料1 虐待の具体的な内容（主なもの）

種別	内容
身体的虐待	暴力行為 高齢者の利益にならない強制による行為、高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的判断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 心理的に高齢者を不適に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 性的羞恥心を喚起する行為の強要
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要 年金・預貯金の無断使用 日常生活で必要な金銭を渡さない・使わせない

資料2 深刻度の区分

深刻度区分	
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への侵害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危機や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

資料3 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

（出所）厚生労働省発行「認定調査員テキスト2009（令和6年4月改定）」

資料4 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

ランク	基準
J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。
B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。
C	日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。

（出所）厚生労働省発行「認定調査員テキスト2009（令和6年4月改定）」